

# 令和7年度土地改良経済効果研究会（第3回）

農村振興局 整備部 土地改良企画課・設計課

資料2 食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた土地改良事業の経済効果の見直し検討について

令和7年12月25日

**農林水産省**

# Ⅰ 背景・目的

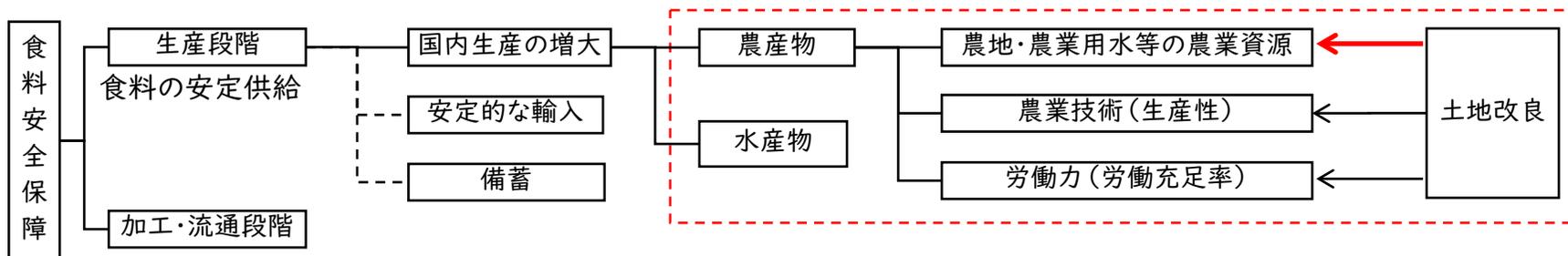
## (1) 土地改良事業の効果体系

- 土地改良事業の効果体系は、「食料・農業・農村基本法」の基本理念に沿って、整理されている。
- 食料・農業・農村基本法の改正（R6.5）により、「食料の安定供給」は、供給に加え、流通等も含む理念として、「食料安全保障の確保」へ見直し。

（ただし、土地改良事業の効果は、食料の安定供給部分に対し、発現）

基本法 改正前	改正後
<u>食料の安定供給の確保</u>	<u>食料安全保障の確保</u>
（変更なし）	農業の持続的発展
（新 設）	<u>環境と調和のとれた食料システムの確立</u>
（変更なし）	農村の振興
（変更なし）	多面的機能の発揮

こうした状況を踏まえ、令和6年度から2か年で、基本指針の改正の検討に着手。



現行の効果体系	効果項目		見直し後
食料の安定供給の確保	作物生産効果	→	農業の持続的発展 (生産者へ帰着する効果)
	品質向上効果	→	
	営農経費節減効果	→	
	維持管理費節減効果	→	
	食料の安定供給に関する効果(消費者余剰) ※参考値としての効果	→	食料安全保障の確保 (消費者へ帰着する効果)
その他の効果	(見直し) 国産農産物安定供給効果		
	食料供給能力維持効果(仮称)	→	
	荒廃農地発生防止効果(食料供給能力)(仮称)	→	
(新設)	(新設) 環境負荷低減効果(仮称)	→	環境と調和のとれた食料システムの確立

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）（最終改正：令和6年10月1日）

土地改良事業の経済効果 ～ 改正基本法への対応状況 ～

改正基本法に対応した経済効果算定項目

今回の検討では経済効果算定の対象外とした条項

**第1章 総則**

第1条 目的

**第2条 食料安全保障の確保**

**第5条 農業の持続的な発展**

**第6条 農村の振興**

**第3条 環境と調和のとれた食料システムの確立**

**第4条 多面的機能の発揮**

第7条～第16条 ※1

**第2章 基本的施策**

第1節 食料・農業・農村基本計画

第17条 施策の総合的かつ計画的な推進

**第2節 食料安全保障の確保に関する施策**

第18条 食料消費に関する施策の充実

第19条 食料の円滑な入手の確保

第20条 食品産業の健全な発展

第21条 農産物等の輸入に関する措置

第22条 農産物の輸出の促進

第23条 食料の持続的な供給に要する費用の考慮

**第24条 不測時における措置**

第25条 国際協力の推進

**第3節 農業の持続的な発展に関する施策**

第26条 望ましい農業構造の確立

第27条 専ら農業を営む者等による農業経営の展開

**第28条 農地の確保及び有効利用**

**第29条 農業生産の基盤の整備及び保全**

第30条 先端的な技術等を活用した生産性の向上

第31条 農産物の付加価値の向上等  
(第32条 環境への負荷の低減の促進)

第33条 人材の育成及び確保

第34条 女性の参画の促進

第35条 高齢農業者の活動の促進

第36条 農業生産組織の活動の促進

第37条 農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進

第38条 技術の開発及び普及

第39条 農産物の価格の形成と経営の安定

**第40条 農業災害による損失の補填**

第41条 伝染性疾病等の発生予防等

第42条 農業資材の生産及び流通の確保と経営の安定

**第4節 農村の振興に関する施策**

**第43条 農村の総合的な振興**

第44条 農地の保全に資する共同活動の促進

第45条 地域の資源を活用した事業活動の促進

第46条 障害者等の農業に関する活動の環境整備

第47条 中山間地域等の振興

第48条 鳥獣害の対策

第49条 都市と農村の交流等

**第32条 環境への負荷の低減の促進**

**第3章 行政機関及び団体 ※2**

**第4章 食料・農業・農村政策審議会 ※3**

基本理念

<p><b>■食料の安定的な供給に係る効果（消費者余剰の変化）</b></p> <p>①既存効果項目の再整理</p> <p><b>食料の安定供給に関する効果(消費者余剰)(参考値)</b></p> <p>②"その他効果"からの移行（該当無し）</p>	<p>良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、国民が入手できる状態の確保（第2条）</p>
<p><b>■国内生産の増大、食料供給能力の維持に係る効果</b></p> <p>①既存効果項目の再整理（該当無し）</p> <p>②"その他効果"からの移行（該当無し）</p> <p><b>③新設：食料供給能力維持（仮称）</b></p> <p><b>荒廃農地発生防止(食料供給能力)(仮称)</b></p>	<p>不測の事態の回避または国民生活への支障の最小化のため、事態発生前からの食料安全保障の確保（第24条）</p>
<p><b>■農業生産の量的・質的向上に係る効果</b></p> <p>①既存効果項目の再整理</p> <p><b>荒廃農地発生防止(作物生産)(仮称)</b></p> <p><b>作物生産、品質向上</b> (耕作放棄防止を改称)</p> <p>②"その他効果"からの移行（該当無し）</p> <p><b>③新設：飼料費節減(仮称)</b></p>	<p>農地利用すべき土地の確保、効率的・安定的な農業経営者への農地集積、農地の適正かつ効率的な利用の促進による農業生産（第28条）</p>
<p><b>■経費節減、労働の質的改善に係る効果</b></p> <p>①既存効果項目の再整理</p> <p><b>営農経費節減、維持管理費節減、</b></p> <p><b>営農に係る走行経費節減、農業労働環境改善</b></p> <p>②"その他効果"からの移行：<b>水管理労力節減</b></p> <p><b>③新設：水利施設機能保全(仮称)</b></p>	<p>継続的な農業生産活動のための区画拡大、水田の汎用化・畑地化、施設機能の維持増進など農業生産基盤の整備及び保全（第29条）</p>
<p><b>■災害への対策に係る効果</b></p> <p>①既存効果項目の再整理</p> <p><b>災害防止(農業関係資産)</b></p> <p>②"その他効果"からの移行</p> <p><b>災害時の湛水被害防止(大規模地震)(農業関係資産)</b></p> <p><b>災害時の復旧経費節減(大規模地震)</b></p> <p><b>洪水調節機能(農業用ダム)(農業関係資産)</b></p> <p><b>水田貯留機能向上(農業関係資産)</b></p>	<p>農業の再生産が阻害される災害の防止（第40条）</p>
<p><b>■農村の生活環境の整備に係る効果</b></p> <p>①既存効果項目の再整理</p> <p><b>災害防止(一般・公共資産)、地域用水、一般交通等経費節減</b></p> <p><b>地籍確定、非農用地等創設、国土造成、地域経済への波及（参考値）</b></p> <p>②"その他効果"からの移行</p> <p><b>災害時の湛水被害防止(大規模地震)(一般・公共資産)、安全性向上</b></p>	<p>農業生産基盤の整備・保全や生活環境の整備などの総合的な推進（第43条）</p>
<p><b>■環境への負荷低減に資する技術を活用した生産方式の導入促進に係る効果</b></p> <p>①既存効果項目の再整理（該当無し）</p> <p>②"その他効果"からの移行（該当無し）</p> <p><b>③新設：環境負荷低減(仮称)</b></p>	<p>環境への負荷の低減に資する技術の活用（第32条）</p>
<p><b>■国土保全/水源かん養/自然環境の保全等/保険休養の場の提供に係る効果</b></p> <p>①既存効果項目の再整理</p> <p><b>水源かん養、景観・環境保全、都市・農村交流促進</b></p> <p><b>荒廃農地発生防止(多面的機能)(仮称)</b> (耕作放棄防止を改称)</p> <p>②"その他効果"からの移行</p> <p><b>洪水調節機能(農業用ダム)(一般・公共資産)、水田貯留機能向上(一般・公共資産)</b></p>	<p>農業生産活動で生じる農産物の供給機能以外の機能の発揮（第4条）</p>

- 土地改良事業の効果には馴染まないと考えられるもの**
- ・基本計画の目標設定と進捗公表（第17条）
  - ・食料の安全性の確保、食品管理の高度化と表示の適正化（第18条）
  - ・食料の円滑な入手が可能となる輸送手段の確保（第19条）
  - ・食料の持続的な供給に資する食品産業の事業活動の促進（第20条）
  - ・官民連携による輸入相手国の多様化と投資の促進（第21条）
  - ・発展途上地域における技術協力や資金協力（第25条）
  - ・農業経営における女性参画の環境整備（第34条）
  - ・高齢農業者の役割分担と福祉向上（第35条）
  - ・技術開発に係る産学官の連携強化、民間による研究開発（第38条）
  - ・家畜伝染病等の発生予防とまん延防止（第41条）
  - ・農業生産資材の安定的な確保（第42条）
  - ・鳥獣被害の防止と食品等への利用促進（第48条）
  - ・農泊の推進や二地域居住の環境整備（第49条）

- 土地改良事業との関連が考えられるもの**
- ・輸出産地の育成や輸出相手国の販路拡大支援（第22条）
  - ・合理的な価格形成に向けた関係者の理解増進（第23条）
  - ・家族経営の活性化と法人の経営基盤の強化（第27条）
  - ・6次産業化、高品質品種の導入、知的財産の保護・活用（第31条）
  - ・農業者の農業技術、経営能力の向上と新規就農者の育成（第33条）
  - ・効率的な農業生産に向けた各種農業生産組織の活動促進（第36条）
  - ・人口減少下で経営体を支えるサービス事業者の活動促進（第37条）
  - ・需給事情と品質評価を適切に反映した農産物価格の形成（第39条）
  - ・多面的機能支払による農地保全のための共同活動の促進（第44条）
  - ・農外産業との連携による地域資源を活用した事業活動の促進（第45条）
  - ・農福連携による障害者等の就業機会の増大（第46条）
  - ・条件不利地域における農村RMOの活動促進（第47条）

- 土地改良以外の効果要因も含まれるが、効果算定の検討の余地があると考えられるもの**
- ・地域特性に応じた基盤整備と農業経営基盤の強化（第26条）
  - ・先端技術を活用した生産、加工、流通方式の導入促進（第30条）

令和6～7年度の検討（効果体系の見直し）

土地改良事業の効果体系は、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針(H19)」において、「食料・農業・農村基本法」の基本理念に即して整理しているが、基本法の改正(R6)を踏まえて、以下の検討を行って効果体系を再構築し、基本指針の見直しを検討。

- ①"食料の安定供給の確保"⇒"食料安全保障の確保"への見直しや、"環境と調和のとれた食料システムの確立"の新設に対応した体系の再編
- ②効果項目の新設（食料供給能力維持効果、荒廃農地発生防止効果、飼料費節減効果、水利施設機能保全効果、環境負荷低減効果（いずれも仮称））
- ③基本理念に即した既存効果項目の再整理（ex.営農経費節減効果を"食料の安定供給の確保"⇒"農業の持続的な発展"へ移行）
- ④H19以降に算定手法が確立し、"その他効果"に位置付けられた効果項目を基本理念に沿って分類

【対象外条項】

※1 第7条：水産業及び林業への配慮、第8条：国の責務、第9条：地方公共団体の責務、第10条：農業者の努力、第11条：事業者の努力、第12条：団体の努力、第13条：農業者等の努力の支援、第14条：消費者の役割、第15条：法制上の措置等、第16条：年次報告

※2 第50条：行政機関の整備等、第51条：団体の相互連携及び再編整備

※3 第52条：設置、第53条：権限、第54条：組織、第55条：資料の提出等の要求、第56条：委任規定